

各部局長様

各所属長様

副 市 長

2024(令和6)年度 公共交通利用の協力について（依頼）

本市では、公共交通機関の維持活性化に加え、「伊賀市ゼロカーボンシティ宣言」に基づくCO₂の削減や健康増進などを目的に、10月1日～12月31日の3ヶ月間を「公共交通機関利用促進期間」として公共交通利用促進の取組を実施します。

市内公共交通は、少子化、人口減少、自家用車への依存などにより、利用者数が年々減少している状況です。特に近年の新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化による影響が大きく、感染症法における「5類感染症」への位置づけ変更以降、回復傾向にあるものの依然厳しい状況となっています。

特に、公有民営化により市が運営に関わっている伊賀線、市内の路線バスや行政バスなどの維持存続については、まちの活性化に関わる地域課題として市民・企業が一丸となって利用促進を進める必要があります。

職員の皆様におかれましても、この期間を「公共交通の維持存続や環境保全、健康増進など」を改めて考える契機としこの取組にご理解いただいたうえで、通勤・出張時での公共交通機関の活用に率先して取組んでいただきますようお願いいたします。

記

1. 利用促進期間 10月1日（火）～12月31日（火）の3ヵ月間

2. 協力依頼内容

- ・上記利用促進期間の通勤・出張時において、自家用車・公用車の利用を控え、公共交通機関への利用転換に協力をお願いします。
- ・まとまった期間の取組みが困難である場合は、「月に1回」以上の公共交通利用にご協力をお願いします。

※1日の利用の場合は、通勤手当については支給対象外です。

※1ヵ月以上の期間、定期券を購入して公共交通利用に協力いただける場合には6ヵ月未満の定期券であっても全額を通勤手当の支給対象とします。

3. 対象者

通勤で自家用車（バイクを含む）を利用している職員で、自宅から勤務地までの距離が2km以上あり、公共交通（鉄道・バス）を利用した通勤への協力が可能である職員または公務で出張を行う職員です。

4. 「ノーマイカーデー」の実施について

【実施目的】

公共交通機関等による通勤を推奨する日として、「ノーマイカーデー」を設定し、自動車やバイク等による通勤手段から、公共交通機関や徒歩、自転車等への転換を促すことで、地球環境への負担軽減や、公共交通機関利用の意識醸成を促進することを目的とします。

【実施期間】

令和6年10月から12月までの毎週金曜日を実施日とします。

(※時差出勤制度の活用もできます。)

【お知らせ】

毎週木曜日、グループウェアのポップアップ表示で掲示します。

5. 情報提供

別添資料参照

利用促進についての協力をお願いする上で参考としていただくための資料を別途添付します。

《別添資料内容》

1. 公共交通の重要性～利用促進の狙い
2. 「伊賀市ゼロカーボンシティ宣言」について
3. 通勤届の変更等手続きについて
4. 時差出勤制度について
5. パーク＆ライド駐車場について
6. 各鉄道乗車券の購入場所について（お願い）
7. 健康マイレージについて
8. コミュニティバス「にんまる」について

6. 実績の報告について

協力依頼させていただいた利用促進期間中の実績につきましては、各所属にて取りまとめの上、交通戦略課へ報告をお願いします。

報告様式・・・メールにて後日送付します

報告期限・・・令和7年1月末頃を予定しています

7. その他

公共交通による通勤を検討される際、自宅から勤務地までのダイヤ・乗換のご案内など、お気軽に交通戦略課にお問合せください。

企画振興部交通戦略課（内線 2782）

TEL 0595-22-9663

FAX 0595-22-9694

Email koutsuu@city.iga.lg.jp

1. 公共交通の重要性～利用促進の狙い

公共交通利用促進は、次の4つのテーマを掲げています。

- ① 公共交通の維持・活性化
- ② 渋滞解消
- ③ CO₂の削減
- ④ 健康増進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

伊賀市は持続可能な開発目標(SDG's)を支援しています



11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者、および高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。



2. 「伊賀市ゼロカーボンシティ宣言」について

お出かけには、自家用車を控え公共交通機関を利用し、CO₂の削減に努めましょう。

伊賀市では、令和6年4月15日に「伊賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民、民間事業者、行政が一体となって取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ（カーボンニュートラル）をめざしています。この宣言を契機として、自家用車の利用機会を減らし、公共交通機関を利用し二酸化炭素排出量の削減に努めてください。

伊賀市環境基本計画（令和5年3月策定） 計画期間：令和5年～令和12年

基本目標1 地球環境 … 気候変動への対応等による地球環境の保全

基本施策（1）温室効果ガス削減 施策3 自家用車利用の抑制等の促進

3. 通勤届の変更等手続きについて

通勤方法の公共交通への転換に協力していただける市職員様向け

各自で定期券を購入の上、実施期間の通勤届について、次のとおり変更手続きが必要となります。（※庶務事務処理上、通勤手当の当月払いとなるのは月の7日迄の受付となり、それ以降は翌月払いとなりますのでご了承ください。）

- ①《正職員》庶務事務システムの「通勤手当申請」画面で、「事由」欄中の「通勤方法の変更」を選択し、必要箇所を入力の上、変更手続きを行ってください。また、自宅から勤務地までの通勤経路図を電子化し、申請へ添付してください。（電子化ができない場合は、別途紙提出も可。）

《会計年度任用職員》紙申請により各所属に提出を行ってください。

- ②「定期券等確認表」に協力職員の名前・定期券・回数券の写しを添付し、各所属単位でとりまとめの上、人事課へ提出してください。
- ③公共交通利用の協力後、従前のように自家用車で通勤する場合は、再度、上記と同様の手続きを行ってください。なお、事前に決まっている場合は、実施前の手続きと元に戻す手続きを同時に行なうこともできます。

お問合せ先：総務部人事課 給与厚生係（電話 22-9606）

4. 時差出勤制度について

通勤方法の公共交通への転換に協力していただける市職員様向け

制度の対象となる職員が、通勤上の時差出勤を行う際は、所属長への申請が必要です。

詳細は

『グループウェアライブラリ/公開キャビネット/010 総務部/人事課/①その他/
通勤上時差出勤』をご覧ください。

お問合せ先：総務部人事課 給与厚生係（電話 22-9606）

5. パーク&ライド駐車場について

パーク&ライド駐車場は、駅近くまでクルマで行きそこから鉄道等へ乗り継ぐための駐車場です。市では次のとおり、通勤に無料で使用（駐車）することができるパーク&ライド駐車場を整備しており実際に利用もいただいています。公共交通での通勤を検討されている方は、是非ご活用ください。

「駐車許可書」または「駐車証明書」の掲示を必要とする駐車場については、利用の際、ダッシュボード等車内の見やすい箇所に許可書等を設置してください。

- (1) **《伊賀鉄道》 市部駅：18台 丸山駅：14台 比土駅：11台**

⇒事前手続き等は不要です。

- (2) **市営上野公園第2駐車場(旧庁舎前の駐車場)：76台**

- ① **定期券を購入して、当駐車場からパーク&ライドで公共交通による通勤をする方**

『グループウェアライブラリ/公開キャビネット/030 財務部/管財課/管財係/
パーク・アンド・ライド駐車場/申請書類など』に掲載されている

「様式第5号 伊賀市パーク・アンド・ライド駐車場使用許可申請書」に

必要事項を記入し、添付書類を添えて管財課へ申請してください。

⇒発行された「駐車許可書」を、車両内の見やすい位置に設置して利用して下さい。

- ② **①以外で、公共交通による通勤のため当駐車場をパーク&ライドで利用する方**

別添「駐車証明書」に、利用する日付・時刻等を記入して各自で印刷し、使用してください。係員がいる場合は、出入の際、この証明書を係員に提示し、係員の指示に従ってください。

(注) 係員のいない時間帯に入出場する場合は、駐車証明書を車内の見やすい場所に設置しておいてください。万が一、係員が気づかず“料金未納”の紙がはさまれていた場合にはお手数ですが、証明書に駐車した車の車番を記入の上で、管財課へお知らせください。無料の取扱いで事後処理をさせていただきます。

市営駐車場に関するお問合せ先：財務部管財課（電話 22-9610）

(3) **《関西本線》 市営佐那具駅駐車場**：64 台

市営佐那具駅駐車場について、利用促進期間(10/1～12/31)の利用を無料とします。

⇒事前手続き等は不要です。

(4) **各支所前の駐車場**

公共交通に乗り継ぎ出勤される場合に、各支所の駐車場も利用していただけます。

※各支所前の駐車場を利用希望の際は、事前に交通戦略課にご連絡ください。

(例) 阿山支所駐車場⇒三重交通 ⑨玉滝線 大山田支所駐車場⇒三重交通 ⑩阿波線

6. 各鉄道乗車券の購入場所について（お願い）

J R 及び近鉄の乗車券については、下記の場所で購入いただいた場合、市及び伊賀鉄道の収入となりますので、購入いただく際はご協力いただきますようお願いいたします。

① **J R の乗車券**について：市と J R 西日本との契約により、乗車券の発売手数料が市の収入になります。

購入場所：柘植駅（窓口営業時間 午前 7 時 00 分～午後 4 時 00 分（日は休業））

新堂駅（窓口営業時間 午前 6 時 00 分～午後 5 時 00 分）

佐那具駅（窓口営業時間 午前 5 時 50 分～午後 5 時 00 分）

島ヶ原駅（窓口営業時間 午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分）

購入できる切符：普通乗車券、定期乗車券、特急券、団体乗車券など

※新幹線の切符も購入できます（自動改札には非対応です）。

② **近鉄の乗車券**について：近鉄と伊賀鉄道との契約により、乗車券の発売手数料が伊賀鉄道の収入になります。

購入場所：上野市駅（窓口営業時間 午前 5 時 30 分～午後 11 時 20 分）

購入できる乗車券：普通乗車券、特別急行券、特別車両券、サロン券、企画券

※特急券と乗車券を同時に購入する場合のみ、乗車日の 1 ヶ月前から購入可能です。

7. 健康マイレージについて

◎ 1. で紹介しました公共交通利用促進の狙いのひとつ「健康増進」ですが、公共交通の利用がそのまま健康づくりにもつながると言っても、やはり行動に移すにはモチベーションというものが大切になってくるかと思います。そこで一つの例としまして、自主的な目標を立てて健康増進に取り組むためのきっかけの一つとして、健康推進課で実施しています「伊賀市健康マイレージ事業」について紹介します。

◎健康マイレージは、健康づくりに取り組む市民をサポートする事業です。健康づくりに取り組み、ポイントをためて応募すると賞品が当たります。

- ① LINEアプリから友達登録します。
- ② 自分で決めた健康目標（一日〇〇歩あるく、野菜をたくさん食べる、筋トレする等）を達成したら、トーク下メニューの「ポイントGET」をタップすると健康ポイントを貯めることができます。
- ③ 50ポイント貯まったら「応募チケット」を獲得し応募します。応募者全員に協力店でお得なサービスが受けられる三重県とこわか健康応援カードをプレゼント。さらに抽選で賞品が当たります。

詳しくは、ホームページ、LINE 公式アカウント、ちらし等をご覧ください。

お問合せ先：健康福祉部 健康推進課（電話 22-9653）

8. コミュニティバス「にんまる」について

◎にんまるは交通系 IC カードをご利用いただけます

エミカ、PiTaPa、manaka、ICOCA、toICA、Suica、PASMO、Kitaca、SUGOCA、nimoca、はやかけん が利用可能です。（これ以外のカードはご利用できません。）

◎バスロケーションシステムを導入しています

スマートフォンのアプリを使い、バスの走行位置や遅れの有無を確認したり、時刻や経路を検索したりすることができます。

利用促進全体に関するお問合せ先： 企画振興部 交通戦略課 電話 22-9663